

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は継続的に企業価値を高めていく上で、コーポレート・ガバナンスの確立は重要な課題であると考え、すべてのステークホルダーに対する経営の責任を果たすべく、日本の法制度等に合致し、さらに親会社であるオラクル・コーポレーションのコーポレート・ガバナンス方針に基づいた体制の整備に努めております。

また、従業員に対しては全世界のオラクル・グループ共通の「Oracle Code of Ethics and Business Conduct(倫理とビジネス行動規範に関する規程、略称:オラクル・コード)」の周知徹底を図り、企業活動遂行上の基本指針としております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

##### 【補充原則4-1-2 中期経営計画の策定】

当社は現在、単年度での業績見通しを決算短信にて開示しております。また、「VISION2020:2020年までにNo.1クラウドカンパニーになる」ことを目標に、当社のクラウドソリューション、クラウドのちから(POCO: The Power of Cloud by Oracle)を幅広く皆様にご利用頂けるよう「SaaS/PaaS/IaaS事業の拡大」、「システム事業の拡大」、「エンタープライズ営業の強化」、「地域ビジネス成長に向けた支社体制の再編と拡充」を経営方針として事業を推進しております。

当社の属する業界ではクラウドを中心に、ビジネスモデルや技術、顧客ニーズが急速に変化しており、当社もクラウドカンパニーへの変革期にあります。中期的な財務目標は現在公表しておりませんが、進捗や市場の動向を踏まえ今後の開示を検討してまいります。

また、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、対処すべき課題を明確に公表するとともに、業績等の見通しについては投資家に対する説明会および個別の面談を通して対話を行っております。

##### 【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価結果の概要】

当社は、現時点では取締役の取締役会自己評価は未実施であります。

今後、取締役会の職務の執行について自己評価を実施し、取締役会全体の実効性について取締役会としての分析・評価を行い、その結果の概要を開示する予定です。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

##### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は上場株式を保有しておりません。

##### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

関係会社取引については、独立性を確保するため当社の取締役会、執行役および執行役員により、独立した企業体として経営の意思決定を行っており、取引内容につきましては、決算短信、事業報告、有価証券報告書等を通じ、適時適切に開示しております。

当社取締役会は、当社や株主の利益に反する行為を行うことを防止するため、取締役および執行役による自己取引および利益相反取引については当社取締役会の承認を必要とすることを取締役会上程要領に定めております。

主要株主等との取引の詳細につきましては、支配株主との取引に関する開示資料をご参照ください。

[http://www.oracle.co.jp/corp/IR/doc/201508/20150821\\_shihai.pdf](http://www.oracle.co.jp/corp/IR/doc/201508/20150821_shihai.pdf)

##### 【原則3-1 情報開示の充実】

###### (i) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は「ITの新しい価値を創造し、お客様の成功と社会の発展に貢献する」ことを基本理念として掲げております。ITの役割は業務効率化、コスト削減などのツールから、企業のプロセスやビジネスモデルの変革を支える経営基盤へと進化し、その利用形態も革新し続けております。当社はITの役割やあり方、ITが生み出す価値を創造することで、お客様の競争力強化、業績向上、社会の利便性向上、発展に貢献する企業として存在すると考えております。

また、次の3点を当社の経営における基本方針とし「皆様からもっとも賞賛される会社になる」ことを目指した企業活動を推進しております。

- 1) 顧客の生産性、競争力を高め、日本の経済的発展を実現する製品とサービスを提供する。
- 2) 我々のパートナーと一丸となり日本のIT産業全体の発展に努める。
- 3) 「ORACLE MASTER」制度等を通じ、グローバルに活躍できるIT技術者を養成する。

そして、これらの結果として、継続的に企業価値を高めていくことが株主の皆様をはじめとしたステークホルダーの利益につながると認識しております。また、2020年までに「No.1クラウドカンパニーになる」、「皆様からもっとも賞賛される会社になる」ことをビジョンとして掲げております。この実現に向けて、当社のクラウドソリューション、クラウドのちから(POCO: The Power of Cloud by Oracle)を幅広く皆様にご利用頂けるようSaaS/PaaS/IaaS事業の拡大、「システム事業の拡大」、「エンタープライズ営業の強化」、「地域ビジネス成長に向けた支社体制の再編と拡充」を経営方針として事業を推進しております。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1.1.基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 執行役および取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

当社は指名委員会等設置会社であり、報酬委員会が取締役個人別の報酬等の内容に係わる決定に関する方針を定め、その方針に従い、個人別の報酬等の内容を決定しております。

【取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針等】

取締役および執行役の報酬は、基本報酬部分、業績連動型賞与部分および株式報酬部分の3つからなっており、それぞれ以下の方針に基づいて決定しております。

(a) 基本報酬部分

同業他社の支給水準を鑑み、役割、職責に見合った報酬水準を設定しております。

(b) 業績連動型賞与部分

その期の会社が重点を置くべき項目(売上・利益等)を指標として設定し、期初に立てた目標値の達成度に応じて支給されます。営業利益目標の達成度、当社ライセンス製品の対前期比の売上成長、ハードウェア・システムズ・プロダクト部門のマージン(営業利益)等という複数の指標に基づき、会社業績と密接に連動させることにより、経営者としての責任や結果を明確に反映させるシステムを採用しております。

(c) 株式報酬部分

株式報酬部分は、新株予約権(ストック・オプション)制度および株式報酬制度で構成されます。

株主総会において決議された範囲で付与される現行の新株予約権(ストック・オプション)制度に加え、2014年12月より新たに取締役・執行役の職務執行がより強く動機づけられるインセンティブ・プランとして、株式報酬制度「役員報酬BIP(Board Incentive Plan) 信託」を導入いたしました。

(iv) 執行役の選任と取締役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

当社は指名委員会等設置会社であり、指名委員会が、取締役の選任および解任に関する株主総会議案、取締役の選任および解任のために必要な基本方針、規則および手続等を決定する権限を有しています。

指名委員会は、次年度の取締役会構成案、社外取締役の独立性・中立性の要件等を決定するとともに、取締役候補者の決定を行っています。

(v) 執行役の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

指名委員会が決定した社外取締役候補者の選任理由につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類及び本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営に係る事項【社外取締役に係る事項】」において取締役候補者とする理由を記載しておりますのでご参照ください。

また、執行役の選任は取締役会の決議事項であり、代表執行役が理由を付して候補者を取締役会に提案し、取締役会で選任しています。

社外取締役以外の取締役候補者につきましては、当社ホームページに記載しておりますので、以下サイトをご参照ください。

<http://www.oracle.com/jp/corporate/executive-team/boardmember-reason-2816399-ja.pdf>

【補充原則4-1-1 取締役会の決議事項と委任の範囲】

当社は指名委員会等設置会社であり、当社取締役会は、法令の許す範囲で業務執行の意思決定を執行役に大幅に委任して経営の活力を増大させるとともに、経営の監督機能に専念しております。

取締役会は、経営の基本方針、執行役の選任など、法令、定款および取締役会規則で定められた重要事項の意思決定を行います。取締役会の決議事項、取締役会への報告事項については、具体的に取締役会規程および取締役会上程要領に定めています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員要件を満たす独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

指名委員会が候補者とする独立社外取締役は、東京証券取引所の「上場管理に関するガイドラインⅢ 5.(3)の2」に定められた事項のいずれにも該当せず、十分な独立性を有しており、特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正な監督をいただき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス、多様性、規模に関する考え方】

当社取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成し、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数を維持することとしています。

現在は、取締役7名のうち2名が独立性・中立性のある社外取締役であり、3名の社外取締役のバックグラウンドは、元企業経営者、弁護士、公認会計士です。また、取締役7名中3名が日本以外の国籍であり、1名は女性です。

各分野における経験と知見に基づき、取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等について適切に任務を果たしていただくと指名委員会において判断しています。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】

取締役の兼任先については、取締役会および指名委員会がこれを確認し、当社の取締役としての職務の遂行に問題がないことに加え、社外取締役の場合には、社外取締役としての独立性・中立性に問題がないことを確認しています。

なお、取締役の主な兼任状況については、株主総会招集ご通知の参考書類、有価証券報告書等で開示しています。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価結果の概要】

当社は、現時点では取締役の取締役会自己評価は未実施であります。

今後、取締役会の職務の執行について自己評価を実施し、取締役会全体の実効性について取締役会としての分析・評価を行い、その結果の概要を開示する予定です。

【補充原則4-14-2 取締役等に対するトレーニングの方針】

当社は各取締役に対し、各種法令やコンプライアンス、IT業界や経営等に関する外部セミナー等への参加および外部の人的ネットワークの構築を推奨しており、会社の事業等に関する状況を含め、その役割と責務を果たすために必要な知識について、適宜、提供し、更新する機会を設けています。

また、次回定時株主総会での選任後より、取締役を対象とした外部講師による研修を開始いたします。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、当社の情報開示の一貫性、統一性を確保するために、情報開示責任者をCFOと定め、開示担当はIR部門が担当しております。また、当社CEOおよびCFO、IR部門、PR部門への面談申込に対しては、目的および内容の重要性、面談者の属性等を考慮のうえ対応を検討することとしています。

また、IR部門は、社内関係部署と日々のオペレーションにおける連携を取り、株主・投資家の皆様に、当社の経営・財務状況を積極的かつ公正、公平、タイムリーに情報開示し、企業価値のさらなる向上に資するIR活動を推進しています。

また、個別面談に加え、年間4回行う四半期決算説明会のすべてにCEOおよびCFOが出席し、投資家およびアナリストと直接対話を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ORACLE JAPAN HOLDING,INC. (常任代理人SMBC日興証券株式会社)	94,967,000	74.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,045,400	3.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,610,200	1.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,149,939	0.90
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)	724,600	0.57
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	679,606	0.53
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS	511,469	0.40
上田八木短資株式会社	500,000	0.39
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	497,350	0.39
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	465,255	0.37

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	オラクル・コーポレーション (上場:海外) (コード) ——
--------	--------------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主 オラクル・ジャパン・ホールディング・インク

当社は、米国オラクル・コーポレーションを実質的な親会社とし、同社を中心とする企業集団に属しております。

当企業集団は世界各地で、クラウド・コンピューティング環境を含む情報技術(IT)環境の構築・運用に利用されるデータベース管理システム、ミドルウェア、およびアプリケーション等のソフトウェア、ならびにサーバー、ストレージ、ネットワーク機器等のハードウェアを販売し、また一部の製品はインターネットを通じて、サービス利用型のサブスクリプション形態で提供しております。さらに、当社はこれら製品の導入や利用を支援する各種サービスの提供を行っております。

当社は、親会社であるオラクル・コーポレーションの知的財産権の保有・管理を行っているオラクル・インターナショナル・コーポレーションと販売代理店契約、およびオラクル・コーポレーションの子会社で、オラクル・コーポレーションによる買収製品の日本におけるライセンス許諾権および製品販売権を保有している日本オラクルインフォメーションシステムズと相互に販売許諾契約を結んでおり、これらの契約に基づき、オラクル・コーポレーションより日本市場向けに製品の供給を受け、その対価として当該製品の売上高に対する一定割合をロイヤリティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーション、当該買収製品については日本オラクルインフォメーションシステムズに支払っております。

また、オラクル・コーポレーションが開発した製品の国内市場における販売と、これらに付随する関連サービスの提供を主たる業務としているため、当社独自の研究開発活動は行っていません。  
製品の研究開発は、オラクル・コーポレーションが主体となって進められますが、オラクル・コーポレーションとの緊密な協力により、当社は新商品開発の初期の段階から参画することで、日本市場に適合した商品開発が行われております。

親会社からの独立性の確保の点では、当社の事業展開における最終的な意思決定は取締役会が行っており、それぞれの取締役は当社ならびにすべての株主にとって最善の利益となるよう考慮し、決定を行っております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名

#### 【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
ジョン・エル・ホール	他の会社の出身者		△										
大岸 聡	他の会社の出身者												○
村山 周平	他の会社の出身者												○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
ジョン・エル・ホール	○	○	○		平成9年9月より、親会社であるオラクル・コーポレーションのシニア・バイス・プレジデントを務めており、平成15年8月より当社取締役を兼務しておりましたが、平成27年6月オラクル・コーポレーションを退職いたしました。	当社の属する事業分野や、提供する製品・サービスに精通した立場から、当社の経営に対する有用な助言をいただいております。
大岸 聡	○	○	○	○	昭和62年1月より西村あさひ法律事務所のパートナー、平成17年4月よりのぞみ債権回収株式会社の取締役を務めており、平成23年8月より当社取締役就任、平成24年6月より野村不動産ホールディングス株式会社社外監査役(平成27年6月野村不動産ホールディングス株式会社が監査等委員会設置会社へ移行するに伴い、社外取締役に就任)を兼務しております。 5	弁護士の資格を有し、西村あさひ法律事務所、のぞみ債権回収株式会社、野村不動産ホールディングス株式会社、野村不動産株式会社での企業法務および経営に関する豊富な経験と知識に基づき、当社の経営に対する有用な助言や監督をいただいております。 [独立役員に指定した理由] 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3)の2」に定められた事項のいずれ

					<p>なお、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。</p>	<p>れにも該当しておらず、十分な独立性を有しております。特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正な監督をいただき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、平成23年8月より独立役員に指定しております。</p>
村山 周平	○	○	○	○	<p>平成23年8月より当社取締役を務め、平成27年2月より日本フィルコン株式会社の社外監査役を兼務しております。同氏は、会社法施行規則第132条第5項第3号イに基づく特定監査役であります。</p> <p>なお、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。</p>	<p>公認会計士の資格を有し、有限責任監査法人トーマツでの企業会計および経営に関する豊富な経験と知識に基づき、当社の経営に対する有用な助言や監督をいただいております。</p> <p>[独立役員に指定した理由] 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインIII 5. (3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しております。特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正な監督をいただき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、平成23年8月より独立役員に指定しております。</p>

## 【各種委員会】

### 各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	4	0	1	3	社外取締役
報酬委員会	4	0	1	3	社外取締役
監査委員会	5	0	2	3	社外取締役

## 【執行役関係】

### 執行役の人数

5名

### 兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
杉原 博茂	あり	あり	×	×	なし
野坂 茂	なし	あり	×	×	なし
ドナルド・ジェイ・マッコウリイ	なし	なし	×	×	なし
三澤 智光	なし	なし	×	×	なし
エス・クリシュナ・クマール	なし	なし	×	×	なし

## 【監査体制】

### 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助するため、事務局を設置しております。

また、事務局に属する使用人の任命、異動、評価については、事前に監査委員会の意見を聴取するものとし、執行役はこれを尊重するものであります。

### 監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社はオラクル・グループのInternal Audit Charterに従って各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止と業務プロセスの是正を図っております。また当該部門は、業務の適法性、妥当性および効率性について公正かつ客観的な立場で検討および評価を行い、監査結果を報告し、これに基づき改善あるいは合理化への助言・提案を行うとともに、その対応状況を適宜確認しております。

監査委員は、当該部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正を求めることができるだけでなく、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要であると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる体制をとっております。

## 【独立役員関係】

独立役員の数

2名

### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

### 該当項目に関する補足説明

平成26年10月24日開催の報酬委員会において、当社取締役・執行役の職務執行がより強く動機づけられる報酬体系に改定するため、新たなインセンティブ・プランとして、株式報酬制度「役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託」(以下「BIP信託」といいます。)を導入することを決議し、同年12月19日開催の報酬委員会において、本制度の設定時期、期間、株式の取得時期、取得株式の総額等の詳細について決定いたしました。

まず当社が、本制度を利用することを選択した取締役・執行役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める当社の株式交付規程に基づき、当社取締役・執行役に対して交付することが見込まれる一定数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社の株式交付規程に従い、信託期間中の当社の業績等に応じた数の当社株式を、毎年一定の日に当社取締役・執行役の報酬として交付します。

新株予約権の割当対象者は、新株予約権制度と株式報酬制度を選択することができます。新株予約権制度と株式報酬制度の選択時における、新株予約権の付与株式相当数に対する交付株式数の換算割合は、4:1です。

なお、当事業年度末日(平成27年5月31日現在)に当該信託が保有する当社株式数は13,200株です。

平成27年5月期中に職務執行の対価として新株予約権の割当を受けた当社の取締役の氏名および割当を受けた新株予約権の数は次のとおりです。

杉原 博茂 500個 (すべてBIP信託に転換、12,500株)

野坂 茂 150個 (すべてBIP信託に転換、3,750株)

大岸 聡 25個 (すべてBIP信託に転換、625株)

村山 周平 25個 (すべてBIP信託に転換、625株)

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、執行役、従業員

### 該当項目に関する補足説明

平成26年10月24日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」(以下「ESOP信託」といいます。)の導入を決議し、同年12月19日開催の取締役会において、本制度の設定時期、期間、株式の取得時期、取得株式の総額等の詳細について決定いたしました。

当社が、本制度を利用することを選択した当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、従業員の業績への貢献度等に応じた当社株式を、毎年一定の日に従業員に交付します。

新株予約権の割当対象者は、新株予約権制度と株式報酬制度を選択することができます。新株予約権制度と株式報酬制度の選択時における、新株予約権の付与株式相当数に対する交付株式数の換算割合は、4:1です。

なお、当事業年度末日(平成27年5月31日現在)に当該信託が保有する当社株式数は40,800株であります。

平成27年5月期中に当社従業員に対して発行した新株予約権の数は合計245,800個(新株予約権1個につき普通株式100株)であります。

## 【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

平成27年5月期における取締役に対する役員報酬は次のとおりであります。

支給額:取締役4名・執行役1名に対し155百万円(うち社外取締役2名に対し22百万円)

1. 取締役4名(うち社外取締役2名)に対する新株予約権の当事業年度における費用17百万円(うち社外取締役分2百万円)、執行役に対する同費用1百万円が含まれております。

2. 役員退職慰労金制度はありません。

3. 取締役4名(うち社外取締役2名)に対する当事業年度に係る賞与引当金22百万円(うち社外取締役3百万円)、取締役1名に対して支給した当事業年度に係る賞与6百万円および執行役1名に対して支給した同賞与4百万円が含まれております。

4. 執行役を兼務する取締役に対しては、執行役としての報酬は支給していません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および執行役の報酬は、基本報酬部分、業績連動型賞与部分および株式報酬部分の3つからなっており、それぞれ以下の方針に基づいて決定しております。

##### (1) 基本報酬部分

同業他社の支給水準を鑑み、役割、職責に見合った報酬水準を設定しております。

##### (2) 業績連動型賞与部分

その期の会社が重点を置くべき項目(売上・利益等)を指標として設定し、期初に立てた目標値の達成度に応じて支給されます。営業利益目標の達成度、当社ライセンス製品の対前期比の売上成長、ハードウェア・システムズ・プロダクト部門のマージン(営業利益)等という複数の指標に基づき、会社業績と密接に連動させることにより、経営者としての責任や結果を明確に反映させるシステムを採用しております。

##### (3) 株式報酬部分

株式報酬部分は、新株予約権(ストック・オプション)制度および株式報酬制度で構成されます。

株主総会において決議された範囲で付与される現行の新株予約権(ストック・オプション)制度に加え、当事業年度より取締役・執行役の職務執行がより強く動機づけられるインセンティブ・プランとして、株式報酬制度「役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託」を導入いたしました。

#### 【社外取締役のサポート体制】

当社は取締役会の事務局を設置し、取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する体制をとっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は指名委員会等設置会社であります。経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、より高いコーポレート・ガバナンスの確立を目指すことを目的としております。

そのほか、事業戦略、全社的な組織改革、財務事項など、経営に関する重要課題を討議し、執行役の迅速な意思決定と機動的な業務執行を補佐することを目的として、代表執行役社長 兼 CEO以下重要な組織の長を主要構成員とする副社長会を設置しております。

また、営業・マーケティング戦略、従業員の労働環境などの討議や情報共有を行うことを目的として、代表執行役社長 兼 CEO以下全社横断的な部門の長を主要構成員とする経営委員会(Operating Committee)を設置しております。組織横断的な討議、全社に向けた情報発信を積極的に行うことで、透明性の高い経営の確保を推移してまいります。

監査委員会による監査につきましては、監査委員会が定めた年度監査方針・監査計画に従い、取締役会その他の重要会議に出席する他、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、適法性・妥当性を監査いたします。代表執行役および会計監査人は、それぞれ監査委員と適宜会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表執行役、会計監査人および監査委員の間で相互認識を深める体制をとっております。委員長は、社外取締役のジョン・エル・ホールが務めており、委員数は5名のうち3名が社外取締役で構成されております。

なお、社外取締役で監査委員の大岸聡氏は弁護士資格を有し、企業法務に関する知見を有しており、村山周平氏は公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する知見を有しております。

会計監査人は新日本有限責任監査法人であり、監査契約に基づき年度会計監査および四半期レビューを受けております。会計監査人と当社との間に特別の利害関係はありません。

指名委員会は株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定します。同委員会は取締役の決議によって選定された取締役により構成されており、委員数は4名のうち3名が社外取締役で構成されております。委員長は社外取締役であるジョン・エル・ホールが務めております。

同委員会の事務局は人事部門が行い、法務部門長がこれを補佐しています。

報酬委員会は取締役及び執行役が受ける報酬等の方針の策定、並びに取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容を決定します。同委員会は取締役会の決議によって選定された取締役により構成されており、委員数は4名のうち3名が社外取締役で構成されております。委員長は社外取締役であるジョン・エル・ホールが務めております。

同委員会の事務局は人事部門が行い、法務部門長がこれを補佐しています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成12年8月より執行役員制度を導入し、経営の意思決定ならびに業務の監督機関としての取締役会と執行役員の業務執行機能を分離し、経営の透明性を確保するとともに、環境の変化に迅速に対応できる体制の整備に努めてまいりました。これまでの施策を通じて整えてきた体制をさらに強化し、より高いコーポレート・ガバナンスの確立を目指すことを目的として、平成20年8月より委員会設置会社(平成27年5月1日付の会社法改正により「指名委員会等設置会社」に名称変更)の形態を採用しております。



### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の招集通知発送は法定期限日ですが、当社webサイトへ1日早期掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は5月決算会社であり、直近の定時株主総会の開催日は平成27年8月21日です。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する三菱UFJ託銀行が運営する議決権行使サイトにアクセスし、ご利用いただくことにより実施可能です。
招集通知(要約)の英文での提供	東証の運営する適時開示システム「TDnet」を通じて英文招集通知および関連資料を提供しているほか、当社ホームページにおいて招集通知を掲載しております。
その他	当社ホームページにおいて招集通知を掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいてディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は毎四半期の業績発表の当日に、最高経営責任者(CEO)ならびに最高財務責任者(CFO)による機関投資家ならびに証券アナリスト向け説明会を開催しております。 また、国内および海外の機関投資家向けに年1~2回、CFOによるIRツアーを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて、投資家向け情報として決算短信、補足資料等の決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、招集通知、決議通知、株主通信、電子公告等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社はIR専任部署として、IR部を設置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、継続的に企業価値を高めていく上で、コーポレート・ガバナンスの確立は重要な課題であると考え、すべてのステークホルダーに対する経営の責任を果たすべく、日本の法制度に合致し、さらにオラクル・コーポレーションのコーポレート・ガバナンス方針に基づいた体制の整備に努めております。 また、従業員に対しては全世界のオラクル・グループ共通の「Oracle Code of Ethics and Business Conduct(倫理とビジネス行動規範に関する規程、略称:オラクル・コード)」の周知徹底を図り、企業行動遂行上の指針としております。 詳細は、「オラクル・コード」をご覧ください。 <a href="http://www.oracle.com/jp/corporate/code-j-079732-ja.pdf">http://www.oracle.com/jp/corporate/code-j-079732-ja.pdf</a>
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、グローバル・カンパニーとしての利点を活かしながら、ITを通じてステークホルダーの期待を超える価値を提供するとともに、未来への革新を推進し、感動を共有していきたいと考え、直接あるいは間接的に、経済、社会、環境の改善に貢献してまいりました。 当社は、すべての方に使いやすい製品づくりを目指し、アクセシビリティ関連の標準化団体に積極的に参加、アクセシビリティに優れた製品を開発する努力を続けております。 また、オープン・スタンダードは技術革新を実現し、公正な競争を促すという信念のもと、すでに2000年ころからオープン・スタンダードの考えを製品に反映させてまいりました。 さらに、常日頃から、リサイクルや再利用、廃棄物の削減など環境に配慮した事業の推進をしております。社員によるボランティア活動への参加を奨励することで、個人においても、社会に貢献する意識の向上を支援しております。当社の本業である情報技術の提供という事業の継続によって、ステークホルダーに貢献してまいります。 詳細は、「Oracle Corporate Citizenship」をご覧ください。 <a href="http://www.oracle.com/jp/corporate/citizenship/index.html">http://www.oracle.com/jp/corporate/citizenship/index.html</a>
	当社はIR活動に際し、以下の方針に基づいて情報の開示、印刷物やウェブサイト等での情報

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

提供、取材やお問い合わせの対応を行っております。

(1) 公平・迅速な情報開示

情報の開示は金融商品取引法等の諸法令(以下、諸法令)ならびに東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下、開示規則)」に従い、諸法令や開示規則の定める重要事実に関連した事象に関しては、可及的速やかに情報の開示を行います。

また、諸法令や開示規則が定める重要事実に関連しない事象であっても当社の企業活動や戦略を投資家の皆様にご理解いただくために必要ないし有用であると判断した事象についても同様に情報の開示を行います。

情報の開示にあたっては株主、投資家を含む当社のあらゆるステークホルダー(利害関係者)に対し公平かつ迅速に伝達できるよう、東京証券取引所の TDnet(適時開示情報伝達システム)ならびに記者クラブ等を通じたプレスリリース等にて発表するとともに、発表内容を本ウェブサイトに掲載いたします。

さらに、発表内容によっては記者会見やアナリスト説明会を実施し、その際の発表内容についても迅速に本ウェブサイトにて公開いたします。また、当社の株主の皆様には、定期的に発行している株主通信により直接当社の企業活動に関する情報提供を行っております。

(2) 未公開の重要事実に関して

当社が印刷物、ホームページ、電話によるお問い合わせ、取材、カンファレンス等において公開いたします情報は、当社に関しすでに公開もしくは周知となった事実もしくは一般的なビジネス環境等に限りません。未公開の重要事実については一切言及いたしません。

(3) クワイエットピリオドに関して

当社は、決算発表準備中に株価に影響を与える情報が漏れることを防ぐため、当社の決算発表前後一定期間を「クワイエットピリオド」として、個別取材やミーティングへの対応や出席、業績見通し等に関してのお問い合わせへの対応を控えさせていただきます。

ただし、公表済の業績予想からの大きな乖離が見込まれる場合においては、クワイエットピリオド中であっても適宜情報開示を行います。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、「ITの新しい価値を創造し、お客様の成功と社会の発展に貢献する」ことを基本理念として掲げております。ITの役割は業務効率化、コスト削減などのツールから、企業のプロセスやビジネスモデルの変革を支える経営基盤へと進化し、その利用形態も革新し続けております。当社はITの役割やあり方、ITが生み出す価値を創造することで、お客様の競争力強化、業績向上、社会の利便性向上、発展に貢献する企業として存在すると考えております。また、2020年までに「No.1クラウドカンパニーになる」、「皆様から賞賛される会社になる」ことを目指した企業活動を推進していくうえで、適正な業務執行のために必要な体制を整備し、運用していくことが経営上の重要な責務であると考えております。

#### 2. 内部統制システムの整備状況

##### (1) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営に関わる重要な会議の議事録、重要な意思決定に係る記録などの文書の管理に関する規程を制定する。当該規程を制定または改定するときは、取締役会の承認を得ることとし、当該規程による管理の対象となる文書は、必要なときに検索および閲覧が容易な状態で保管する。

##### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規程・ガイドラインの制定、教育等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる執行役を定める。

##### (3) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 代表執行役の業務執行を補佐し、取締役会の決定事項の実行に関し協議、決定するための会議を開催する。

(b) 執行役および使用人の責任と権限の範囲を明確にする規程を制定し、その責任と権限の範囲で、業務執行が効率的に行われる体制をとる。

##### (4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) オラクル・グループの企業倫理規程を適用してコンプライアンスの基本方針を定める。

(b) オラクル・グループのコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、使用人の法令違反について通報することができる体制をとる。

(c) 内部統制システムの構築、維持、向上のため、各担当部門が、社内規程等の制定・運用、法令および社内規程等に関する研修を行う。

(d) コンプライアンスについての責任者を任命し、これにより当社のコンプライアンス体制の整備を図る。

(e) 監査部門を設置し、内部監査に関する規程に従って各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止と業務プロセスの是正を図る。

##### (5) 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) オラクル・グループとしての企業倫理規程を定める。

(b) コンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、法令違反について通報することができる体制をとる。コンプライアンスに係る内部通報窓口とは別に、取締役会が任命する執行役及び執行役員の不正行為について、監査委員会に通報することができる体制をとる。

(c) 当社は、親会社の内部監査部門の定期的な監査を受け入れ、その監査結果について報告を受ける。

(d) 当社は、当社子会社の内部監査を行い、その結果について取締役会および監査委員会に報告する。

##### (6) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助するため、事務局を置く。

##### (7) 前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項

前号の事務局に属する使用人の任命、異動、評価等については、事前に監査委員会の意見を聴取するものとし、執行役はこれを尊重する。

##### (8) 監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

事務局及び監査委員の事務を補助する補助人は、監査委員会の事務に関する事項について、監査委員会の指示に従う。

##### (9) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役および使用人は、監査委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。監査委員会は、必要に応じて、執行役および使用人からヒアリングを実施する機会を与えられる。

##### (10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

##### (11) 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員からその職務の執行に必要な費用等の請求を受けたときは、会社法第404条第4項に基づいて取り扱うものとする。また、監査委員は、取締役会又は執行役の事前承認を受けることなく、必要に応じて当社の費用において外部アドバイザーを任用することができる。

##### (12) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査委員は、監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

(b) 代表執行役および会計監査人は、それぞれ監査委員と適宜会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表執行役、会計監査人および監査委員の間で相互認識を深める。

(c) 監査委員は、執行役等の職務の執行の監督の目的から、経営にかかわる重要な会議に出席する機会を、また必要に応じて、議事録・会議資料等を閲覧する機会を与えられる。

#### 3. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当事業年度においては、オラクル・グループの企業倫理規程の認知度をより高める取り組みを行い、全社員のコンプライアンス意識の浸透に努めました。

また、リスク管理体制を見直し、リスク管理責任者及びリスク管理委員会主導の下で重要なリスクへの対応を図る体制をとっております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、全世界のオラクル・グループ共通の「Oracle Code of Ethics and Business Conduct(倫理とビジネス行動規範に関する規程、略称:オラクル・コード)」、および当社のコンプライアンス規程において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを規定しております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」記載の規程において行動指針を示すほか、コーポレートコンプライアンスオフィサーである法務室長のリーダーシップに基づき、部門横断型のリスク管理協議会の設置と運営、社員への研修教育を通じた意識の徹底を進めております。また、顧問弁護士や警察および社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部機関と連携した情報収集を行い、上記の体制に適宜反映をいたしております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

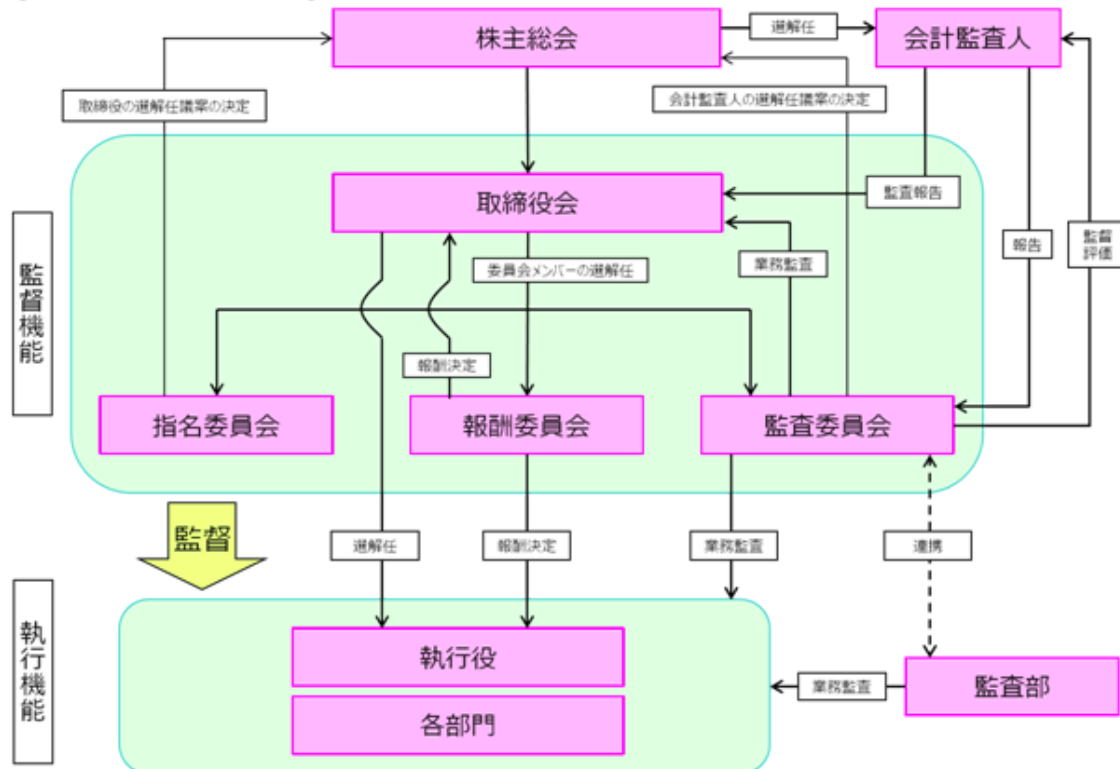
なし

該当項目に関する補足説明

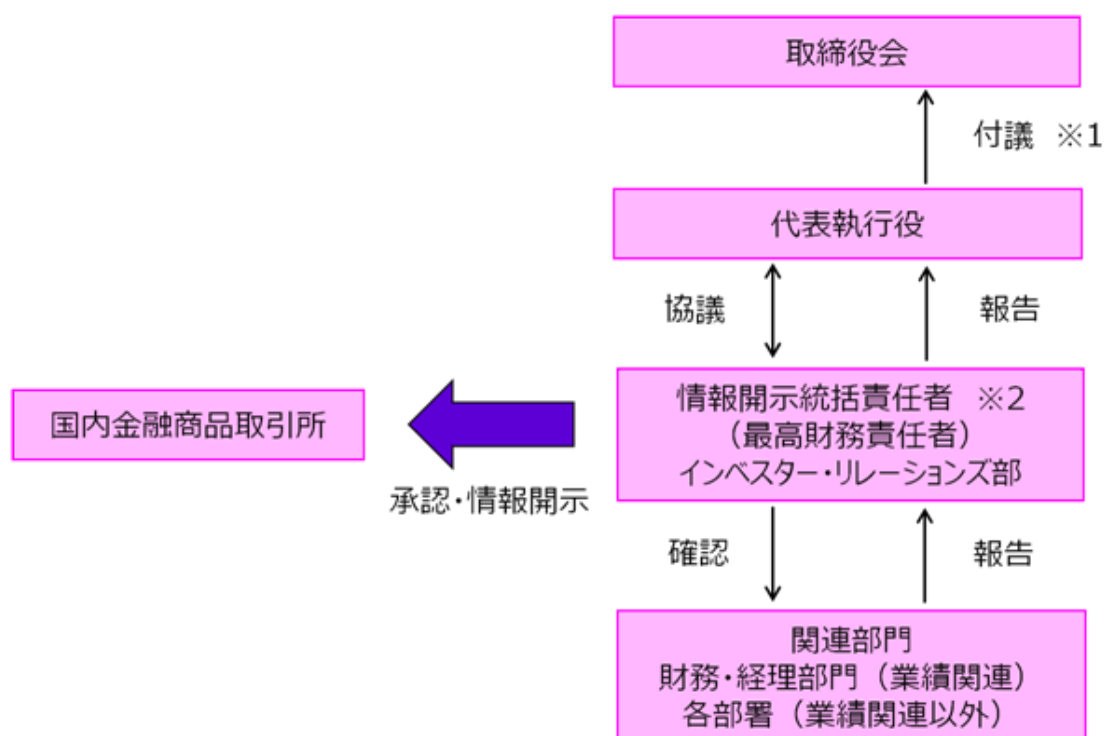
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、金融商品取引法、その他関係法令および東京証券取引所の規則等を遵守し、適時適切な会社情報の開示を行うために、社内規程(「重要情報の管理と内部者取引の防止に関する規程」)を設け、社内体制の更なる充実に努めています。別添の「情報開示体制」模式図をご参照ください。

[ コーポレート・ガバナンス体制 ]



[ 情報開示体制 ]



※1 情報開示を行う情報のうち、取締役会決議が必要なものを付議します。

※2 情報開示統括責任者は重要情報を一元的に管理するとともに、開示すべき時期、内容、方法等を必要に応じ関係者と協議の上決定し、開示を承認します。